

※1（抜粋）

第37条 法第27条第1項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目に区分し、当該検定種目ごとに同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工管理	建設機械の統一かつ能率的な運用を必要とする建設工事の実施に当たり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理を適確に行うために必要な技術

※2（抜粋）

第79条 法別表第18第1号から第17号まで及び第28号から第35号までに掲げる技能講習の受講資格及び講習科目は、別表第6のとおりとする

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転技能講習	一 学科講習 イ 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 ロ 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識 ハ 運転に必要な一般的事項に関する知識 ニ 関係法令 二 実技講習 イ 走行の操作 ロ 作業のための装置の操作
------------------------------------	---